

青少年課への質問に対する回答

(おさか)

(1)同じ鎌倉市の制度を利用している、学童によって、長期休暇時の昼食宅配サービスが利用できる、利用できないや、学童で習い事ができる、できないの違いについて、解決しないのか、気になっています。今後の方向性を教えてほしい

●指定管理者による昼食の宅配サービスの手配については、指定管理者が提供するサービスとして、既存のサービス+ α の部分と考えています。そのため、直営施設では提供する予定はありません。

習い事についても、基本的には学童含め、放課後かまくらっ子では提供しませんが、指定管理者の自主事業としての提供については、制限していません。

(おなり)

(2)施設の備品購入について、市・指定管理者・父母会の分担について明確な基準はありますか？

●物品購入について、市と指定管理者との基準は、指定管理者による運営が始まる前は市が対応し、指定管理者の運営が始まってからは、指定管理者が必要な物品を購入することとしています。

また、基本的に、父母会による物品購入は想定していませんが、寄附等ご支援いただいているので、感謝しています。

(3)施設間で父母会の規模が違うため、備品購入の公平性はどうやって担保するのか？

●市による物品購入については、施設規模等で予算配分をしており、その予算内で購入することとなります。指定管理施設については、指定管理料の中に、施設規模等に応じた物品購入費を見込んでいるので、その中で購入していただくことを想定しています。

ご指摘のとおり、施設規模により父母会の規模も変わりますが、もともと父母会に物品購入をお願いする想定はしておりません。